

## ごみ処理施設に関する調査特別委員会（第7回）会議録

平成23年12月19日 午前10時10分 開会

### 1 出席委員

委員長	西口 雪夫	副委員長	柴田 安宣
委員	松永 隆志	委員	田添 政継
委員	笠井 良三	委員	上田 篤
委員	町田 康則		

### 2 議長の出席

なし

### 3 顧問弁護士

弁護士 牟田 伊宏

### 4 説明のために出席した者

事務局長 松尾 博之

### 5 書記

書記長	山田 圭二	書記	濱崎 和也
書記	吉田 将光		

### 6 委員会に付した事件

- (1) 記録提出について
- (2) 今後のスケジュールについて
- (3) その他

### 7 議事の経過

#### ○委員長（西口雪夫君）

おはようございます。ただいまより第7回ごみ処理施設に関する調査特別委員会を開催させていただきます。

まず、委員長よりお願い申し上げます。時間の厳守をぜひ図っていただきたいと再度お願い申し上げます。

それでは、まず議題に入ります。

1の記録の提出につきまして、第6回委員会におきまして記録の提出請求の議決をいたしました件につきまして、11月30日付で記録の提出請求手続を議長に依頼をし、管理者から12月14日付で提出をされました。お手元に配付いたしております記録提出、県央県南広域環境組合関係第5回甲第37号証の1から甲第42号証の2でございます。

また、記録提出に際しまして、県央県南広域環境組合情報公開条例上において、非公開情報とすべき内容が含まれているという可能性もありますので、取扱いには特に注意してほしいとの申出書が管理者からあっておりますので、その旨よろしくお願いいたします。

なお、今回は、記録の提出分の内容説明のため、前回の委員会で松尾事務局長の出席説明要求を委員会で決定し、議長へ手続を依頼しておりました。まずは委員会で調査する記録ということで原本との照合を正副委員長でこの場で行い、その後松尾事務局長の説明を受けたいと存じます。

書記、よろしく願い申し上げます。

(原本との照合)

**○委員長（西口雪夫君）**

間違いなく原本の写しが提出されておりますことを確認できました。ご報告申し上げます。

それでは、書記、松尾事務局長の準備をお願いします。

(説明員入室)

**○委員長（西口雪夫君）**

それでは、松尾局長、よろしく願いいたします。

**○事務局長（松尾博之君）**

皆さん、おはようございます。11月28日に開催されました第6回百条委員会において提出を求められた記録について、ただいまより説明を申し上げます。

全部で10項目の記録の提出を求められましたが、全部が不存在であったものを含め、順番に説明申し上げます。

1点目、甲第2号証の第2回機種選定小委員会で「視察研修を計画している」と記載があるが、実際に研修を行った視察研修先、日付、メンバー、計画書及び報告書など一連の関係資料及び2点目の甲第2号証の第3回機種選定小委員会で10月初旬の名古屋方面視察研修後に小委員会の結論を出すとの記載があるが、実際に名古屋に視察研修を行ったのであれば、その関係資料。この2点につきましては、本日、お手元に配付いたしております甲第3

7号証の1から甲第37号証の7までですが、機種選定小委員会としての視察につきましては甲第37号証の2、3、4及び6、7の5回研修を行っておりますので、すべての記録を提出しております。これ以外の1及び5につきましては、関連があると事務局で判断し、記録として提出しております。

まず、甲第37号証の1でございます。これは、前回、11月28日に開かれた第6回百条委員会で記録として提出いたしました甲第36号証の1ですけれども、機種選定小委員会に提出資料の関連でございます。甲第36号証の1は、議題1、視察報告となっておりますが、平成11年7月7日から10日までの期間、事務局長ほか1名が関東方面に出張し、平成11年7月13日に開かれました第1回機種選定小委員会で視察報告がなされたものでございます。

この報告を参考といたしまして、機種選定小委員会では平成11年8月2日から5日まで大宮市、八王子市、横浜市、東京都品川区の各施設の視察を行っております。それはお手元の甲第37号証の2として記録を提出いたしております。

甲第37号証の3は、平成11年9月28日に機種選定小委員会で日帰りにて福岡県飯塚市の飯塚クリーンセンターを視察したものでございます。

甲第37号証の4は、記録提出を求められた2点目の第3回機種選定小委員会で「10月初旬の名古屋方面視察研修後に小委員会の結論を出す」と記載があるが、実際に名古屋に視察に行ったのであれば、その関係資料に該当するものでございます。平成11年10月7日から8日までの愛知県尾張旭市における尾張東部衛生組合晴丘センターの酸素式熱分解直接溶融施設と知多市にございます熱分解ガス化溶融実証プラントの2施設を視察研修したものでございます。

甲第37号証の5は、機種選定小委員会の委員を含みます当時の市長、町長で構成いたします副管理者会、小浜町長は欠席ですが、それと事務局職員が参加した川崎製鉄千葉製鉄所への視察研修です。これにつきまして質問がありましたので、この記録を提出いたしております。この記録では、平成12年1月17日から19日に副管理者会で川崎製鉄千葉製鉄所を含む4カ所の施設について視察研修を行っております。この川崎製鉄千葉製鉄所は、以前の甲第37号証の3のパンフレット2ページに書いてありますように、1999年、平成11年9月、千葉プラント稼働と記してありますように、平成11年9月の稼働で翌年に副管理者会で報告しております甲第37号証の5のとおり視察を行っております。

次に、甲第2号証、機種選定小委員会検討経過の第4回の冒頭にあります委員長報告の1行目、「ガス化改質式の施設を研修してきたので、報告しま

す」と記載してありますが、この資料につきましては報告の記録は残っておりません。甲第37号証の4、愛知県を視察研修した10月7日から8日の次は、先ほどの甲第37号証の5、副管理者会の視察研修で平成12年1月17日から19日、この間、機種選定小委員会での視察は行われておりません。ただ、委員長が他の用務で10月下旬に上京されておりますので、その用務の途中でガス化改質式の川崎製鉄千葉製鉄所を視察されておるということが、島原市に問い合わせをした結果、判明をいたしております。ただ、その他の用務につきましては、もう既に10年前の記録でございますので、保存義務年限が過ぎているということで焼却されており、他の用務の内容までは判明いたしておりません。ただ、記憶をたどっていけば、確かに委員長が島原市の職員と一緒に千葉製鉄所を訪れてきたものという記憶を導き出したところでございます。その報告につきましては、第4回の機種選定小委員会の記載内容のとおりだったと思っております。それ以外の報告書類はあっておりません。機種選定小委員会では、平成12年度及び13年度にそれぞれ1回ずつ視察されておりますので、甲第37号証の6及び甲第37号証の7の記録を提出しているところでございます。

次に、3点目の甲第2号証の第4回機種選定小委員会で「委員会の決定事項を管理者に報告する」と記載があるが、当時、管理者に報告を行った資料、これを求められておりましたが、特に管理者に報告を行った資料を見つけることができませんでした。全部が不存在であったものと判断をしております。これまでの資料と口頭により報告をなされたものと判断をしております。ただ、決定事項につきましては、第4回の右側、四角囲いの選考基準を決定し、報告したのだらうと推察をいたしております。

次に、4点目の平成14年8月27日に行われた組合議員全員協議会で機種選定小委員会委員長が説明を行った際の資料、これにつきましては甲第38号証として提出をいたしております。平成14年8月27日に開催されました平成14年第2回8月定例会の休憩中に開催された全員協議会の記録を提出しております。甲第38号証の4ページをお開きください。中段から次の5ページにかけて委員長が説明を行っております。ただ、この全員協議会の記録がなぜ残っていたかというのにつきましては、私どもは判明いたしておりません。恐らく定例会の流れで、その場でそのまま全員協議会が開かれたものと。誤解してほしくないのが、全員協議会につきましては議員さんたちの協議会でございますので、通常は記録はとっておらないのが本当なんですけれども、これにつきましては、やはり重要な事項としてすべての記録をとったものということを判断し、残っていたものですから、今回提出をいたしておりますので、そこら辺をご理解いただければというふうに思っ

います。

5点目の組合施設建設の入札当時、県内、もしくは全国のごみ処理建設工事の公共事業の入札で最低制限価格が設けられていたことが確認できる資料を求められておりましたが、平成14年当時の資料はございません。ただ、同じサーモセレクト方式で同じように平成17年3月に竣工した徳島県中央広域環境施設組合に問い合わせをしましたところ、やはり私どもと同じように最低制限価格を設定しておるという回答を得ております。また、構成4市において、競争入札に対する建設工事では現在でも最低制限価格を設定しているということが判明をいたしております。

次、6点目の著書で1,300℃以上の超高温で溶かす技術では炉内耐火物がもたないと記載があるが、当施設は特別な技術があればそれが確認できる資料、改修等をしているのであればその年月日、回数が確認できる資料につきまして求められておりました。このことにつきましては、今年7月に開催されました特別委員会の主催の研修会で講演された津川敬さんの著書、「教えて！ガス化溶融炉」の17ページに、「さらに大きい問題は、1,300℃以上の超高温に炉内耐火物がもたないことである」というふうに記述してあります。

これに関連して、当施設が特別な技術があればとの今回の設問でございますが、従前提出しております甲第25号証をお開きください。第3回の2分の2のほうです。甲第25号証でございます。第3回で提出した2分の2のほうです。甲第25号証、基本計画です。その30ページをお開きください。この30ページから次の31ページに、表2、ごみ焼却処理方式の比較、

(5)の中段に5、溶融で各施設の溶融温度を比較しておりますが、ほとんどの機種が1,300℃以上の高温となっております。また、前回提出しております、次は記録提出第4回の甲第36号証の5、前回、第6回百条委員会の際に提出しております甲第36号証の5をお開きください。甲第36号証の5、この表紙を1ページ開いていただければ、各社見積設計内容比較表の中段、溶融温度につきましても、すべての機種が1,300℃以上となっておりますので、言われました当施設が特別な技術ではないと。この当時、すべての機種が1,300℃以上で炉内温度を維持して溶かす、あるいは燃やすというふうなことで、特別な技術ではございませんので、その資料は今回提出をいたしておりません。

なお、当施設の各炉の補修は年1回必ず行っておりまして、炉を丸ごと取り替えると、1,300℃以上で高温やけん炉を丸ごと取り替えるということではなくて、耐火れんがの経年劣化した部品等を補修していると。すべてを取り替えるということじゃなくて、経年劣化しているれんが等を取り替え

ることを毎年各炉で行っております。それをしないと法定点検に合格しないものですから、その作業を行っているということで、1, 300℃以上が決して特別な技術ということではないということをご理解いただければというふうに考えております。

次に、7点目の甲第22号証、平成15年第1回定例会会議録中に、「運転経費を溶融炉を含むストーカ炉方式とガス化改質方式で比較しますと、ごみ1t当たり費用でガス化改質方式が約30%安価となります。ストーカ炉方式でごみ1t当たり1万357円、ガス化改質のほうでごみ1t当たり7,271円という結果から約30%ということを出しております。」と当時の事務局長の発言があるが、その発言の根拠となった資料を求められております。これにつきましては、前回提出した資料、再度、甲第36号証の7でございます。第6回です。ページ数を打っていないものですから、甲第36号証の7の真ん中あたりに蛇腹で折っているところがあると思います。甲第36号証の7の開いていって、A3の蛇腹の1ページ目、これの2ページ目に県央県南広域環境組合運転経費比較表最終報告というのがついていると思います。これです。真ん中あたりの2枚目です。よろしいでしょうか。これのAからGまで、IHIから三菱重工まで7社がストーカ炉で、このストーカ炉というのは前のページに書いてありますけれども、AからGまでがストーカ炉、そして残りのHとI、川鉄と新日鉄がガス化改質溶融炉方式ということでご理解ください。その最終報告を行っております。このうち下から2段目に運転コスト総計が記載されていますが、ストーカ炉の7社の運転コスト総計の平均、いわばストーカ炉の運転コスト平均額がこれの7つを平均しますと8億3,546万5,000円となり、年間処理トン数、これはもう従前説明していますとおり80,665tで割りますと1t当たり1万357円になると、ストーカ炉方式の場合はですね。AからGまで足して7社で割ると、平均すれば8億3,546万5,000円になりますよと。8億3,546万5,000円、これが平均額です。8億3,546万5,000円、これを80,665tで割りますと1t当たり1万357円になると。1万357円、議会で答弁している数字と合致すると。よろしいでしょうか。それから、ガス化改質溶融炉方式の2社で平均を求めますと1t当たりが8,299円になります。Hの5億7,662万4,000円とIの7億6,228万4,000円の平均額を求めて2で割り、さらに80,665tで割れば1t当たり8,299円になります。しかし、この質問を受けたのが平成15年2月の議会定例会であり、既にその前年の14年10月に入札も完了しておりますため、既に委員会に提出しております組合関係の記録提出第1回の甲第5号証、年間経費内訳書です。よろしいでしょうか。（「はい」

の声あり) 右下、一番下に書いてありますごみ1 t当たりの経費7, 271円ということで、これが現実的にはもう入札が終了していますので、議会ではこの7, 271円を報告しているところでございます。よろしいでしょうか。

8点目の甲第32号証の1の裁判証拠説明中、甲第16号証の1から3の立証趣旨に「引渡しに当たって試験された性能は9項目に限られ、所要用役費などの経済的性能は後回しにされたこと」と記載があるが、その経済的性能の試験報告書を求められておりました。経済的性能の試験報告書は存在しておりません。これにつきましては、性能保証事項から説明申し上げます。既に提出した資料、甲第3号証、記録提出第1回目の分です。甲第3号証、発注仕様書ですけれども、第1回目の甲第3号証、これの25ページをお開きください。甲第3号証の25ページでございます。ここに(2)性能保証事項として1から、次のページ、13まで保証を求めています。発注仕様書の甲第3号証ですね。発注仕様書の25ページに性能保証事項として1から、次のページ、13まで保証を求めています。これは発注仕様書です。よろしいでしょうか。(「はい」の声あり)しかし、26ページでございますけれども、12と13は括弧内が空欄のままというのはご理解いただけるかと思うんですけれども、この発注仕様書は、前回でも説明申し上げましたけれども、機種選定小委員会でガス化溶融方式には決定しましたが、ガス化溶融方式には新日鉄のシャフト炉タイプ、川崎製鉄のガス改質式、荏原製作所の流動床タイプ、タクマのキルンタイプがあり、この括弧書きに数字を埋めたら特定の方式を定めることとなりますので、あえてこの発注仕様書には入れておりません。(「ちょっといいですか」の声あり)

**○委員長(西口雪夫君)**

町田委員。

**○委員(町田康則君)**

今、言っているのは、8番目に全部が不存在であったものの中の、引渡しに当たって試験された性能というところになるんでしょう。

**○事務局長(松尾博之君)**

経費の性能です。

**○委員(町田康則君)**

そうですね。その経費の、このときにはもう引渡しになっているわけだから。

**○事務局長(松尾博之君)**

いや、これはあくまでも発注したときです。入札前です。発注仕様書ですから。

○委員（町田康則君）

これはね、しかし。

○事務局長（松尾博之君）

ちょっと後からお願いします。

それで、この部分を補ったのが甲第8号証、ここが出てくるんですね。この部分を補ったのが甲第8号証の性能保証に関する覚書です。この性能保証に関する覚書の経費の部分を総称して、これはご存じのとおり変更じゃなくて最初の覚書ですね。ここに3ページ、総額は年間平均5億8,700万円以内とすると。このところも含めて、経費の部分につきましては経済的性能の試験ということを裁判では指摘しているところでございます。それで、最初言われた部分についてはこのところを指しているというふうに我々は理解しております。それで、既に提出しておりますが、甲第11号証、2回目のやつです。2回目の甲第11号証です。性能保証に関する覚書の引渡性能試験の報告を出されておりますが、（2）排水基準とか、騒音とか、色々されておりますけれども、性能保証、経費に関する覚書については、正直言いまして平成17年の操業開始以来満足をしておりませんので、現在、裁判に訴えているところでございます。経費に関する性能保証は、私どもとしては性能保証に関する覚書に結んだ金額が経済的性能の試験ということで、それをするにしても、操業当初からトラブル続きでガス用役費が掛っているため、経済的試験はされていないということを理解しております。それで裁判に、結果的に損害賠償を起こしているというふうにご理解いただければと考えております。

次、9点目の平成21年8月10日に組合議員全員協議会で原告訴訟代理人から裁判の状況説明を行ったときの会議資料につきましては、甲第39号証として提出をしております。ただ、このことにつきましても、実は今日4時から裁判が、口頭弁論が開かれます。私どもそちらのほうに出向かわんばいかんとですけども、弁護士であります訴訟代理人の龍田弁護士のほうから、この21年からもう既に1年半経過しているということから、現在の状況等について委員の皆様にご説明する時間を設けていただければありがたいと、自ら説明をしたいと言っております。21年から1年半たっておるものやけんですね、もう大詰めに来ていると。それで、ただ、弁護士自体もスケジュールの関係があるものですから、こちらのほうで決められた委員会日程に合わせ得るかどうかは別として、説明をぜひさせていただきたいと。この甲第39号証が1年半前で古いからということをご危惧されておりますので、そこら辺の委員会としての結果を出していただければ事務局としては非常にありがたいというふうにご考えておるところでございます。

それでは次、10点目に移りたいと思います。

10点目につきましては、今回提出しております、このくるくる巻いているやつでございます。別冊にして甲第40号証の1から甲第40号証の2ということで提出をしております。

まず、長く作っておりますけれども、この表が提出された経過から、これが何でがん出たとやろうかと、これまで議会に何で出さんやったとかという疑問もお持ちだと思っております。ただ、これの出された経過から説明を申し上げますけれども、先ほど委員長が言われたように、取扱いについては十分注意されますことをお願い申し上げます。性能とかわかるようになっているんですよね。それで、よろしく申し上げます。

まず、この表が提出された経過からにつきましてですけれども、裁判の審理の過程において、被告が主張する変更覚書に基づく被告の保証について、この資料を裁判所から求められております。今、争点は、要するに私どもは最初の覚書に基づく損害賠償でございますけれども、被告であるJFEは、変更覚書で結んでいるので、その覚書に基づいた経過じゃなからんとおかしいじゃないかということをおっしゃっておりますので、裁判所は被告が主張します変更覚書に基づく被告の保証について資料を求められ、被告側から平成23年、今年ですけれども、5月31日の準備書面10におきまして、被告は変更覚書について前提条件、基準ごみ2, 000kcalで年間80, 665tを処理することを前提とすると明確に規定されている問題を置いて、仮にこれを適用した場合の計算結果を別紙1のとおりにまとめました。その結果、別紙1の合計欄記載のとおり、結局被告が負担する経過分は存在しないと主張されております。この別紙1は、添付されている別紙2の保証内容、保証範囲計算表を求めたものであり、別紙2の保証範囲計算表は平成17年の4月1日から平成20年3月31日までの組合が損害賠償請求を起している期間、3年間分の日々の各種のデータです。このうち被告から提出されたのは、お手元に配付している一覧表のうち白字、カラーで色々表示していますが、白字に当たる部分につきましては被告から出された数値を転記しております。別紙1は、全くこれの白字の部分と一緒にということで理解してください。それに対し、被告から出されたものですから、原告訴訟代理人、龍田弁護士の指示を受けまして、提出された保証範囲計算表、相手から出されたものを精査し、さらに検討を加えて7月8日付で裁判所に原告の準備書面18に証拠書類として提出したのがお手元に配付しております一覧表です。これを提出しております。これでオレンジ色の数字が記入された欄及び左からごみピット残量、これに対する計画量を処理したピット残量、それが水色の部分、色つきの部分が私のほうで精査をし、弁護士のアドバイスを受けて

書き加えて一覧表にしたものがこれということでご理解ください。

それで、一つ一つ説明を申し上げますけれども、左からごみピット残量というのがあると思います、色つきの部分でですね。その隣にこれと対比する計画量処理したピット残量、想定と書いてありますけれども、このことについてまず対比を説明申し上げます。

これは、平成17年4月1日のピット内残量2,811.69tに、4月2日受入量と書いてありますけれども、191.2tを加えて燃やした投入量の合計量、右のほうに白字のところでは合計量が213.67tと書いてありますけれども、これを差し引くと、いわば前日の残量に次の日の受入量を足して燃やした分を差し引くとすれば、4月2日のごみピット残量2,789.22tになると、こういうふうな計算をしております。前日のごみピット残量に次の日の受入量と次の日の処理量の合計を引けば2,789.22tになると。これは実績と書いていますとおり、実績でございます。

次に、右側の計画量処理したピット残量、想定と書いています。このことについて説明申し上げます。

ちょっと一番上が見にくく、消されていますので、4月2日のところをご覧ください。2,651.94tと書いておりますけれども、これに4月3日の受入量は休みですのでゼロでございます。この日は2炉運転なので、右のほうに白字の平均処理補正、これは被告側から出された数値です。2炉を運転すれば240t平均処理ができますよと。240tとか300tとか書いてありますけれども、240t処理できますというのがこの表の見方、相手から提出された分ですので、この理想のとおり240t処理できたものとして計算すれば4月3日は2,411.94tになると。つまり実績じゃなくて能力、2炉運転すれば240tで計算していけば4月3日は2,411.94tで、4月3日を対比していただければ、実績は2,580.65t残っているんですけれども、当初の目的どおり240t処理できれば2,411.94tになるはずだということを裁判所に訴えた対比表です。これは何を言いたいかといえば、次のページに書いてありますけれども、すみません、次の次のページです。6月11日のところに書いてありますけれども、6月11日、四角囲いのところに書いてありますけれども、計画量どおりに、先ほど言ったように240t、想定のとおり処理していけば、この日にごみピット容量はゼロになるはずだと。それに対し実績は、左のほうに書いてありますけれども、12日では4,790.05t残っていると。これを言いたいためにこの対比をさせています。（「能力ですね」の声あり）能力ですね、想定した能力。

また最初に、1ページに戻っていただきたいと思っております。

そういう部分について毎日追って計算をし、裁判所の理解、裁判官の理解を得るためにやっております。

それで、次にピット高さでございませけれども、これにつきましてはJ F Eから報告があった2005年10月以降から記入をしております。

それから、青字で記載しています各炉の操業不具合、共通設備不具合、設備事象は、当日のトラブルを記載したもので、詳細は後ほど説明申し上げます。もう当初からこのように来ております。

次に、オレンジ色の炉ごと運転時間、白字で運転炉数、運転時間の後に炉ごと運転時間というのがあるかと思えます。これにつきまして説明を申し上げます。

被告からは、単に運転時間のみのデータ、24時間と書いてありますけど、24時間操業でやっておりますので、24時間というふうに書いてあるところでございますけれども、一番下の4月30日を見ていただければ、一番下の4月30日ではJ F Eが提出した白字の資料、これは3炉運転の24時間運転していますと。ちょっと24のところを赤で書いておりますけど、これはミスですよというのを言いたいがために赤で書いております。こちらの調査では24時間運転したのは1号炉と2号炉だけでございます。3号炉は15時間しか運転されていないと。平均すれば21時間の運転であることを表しております。これが後に結びついていきます。よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）J F Eからは3炉運転で24時間やっていますと言われたとばってんが、これはかみ砕いて言えば、よく調べれば3号炉は15時間しか運転していないじゃないですかと。その理由は、左の設備事象に赤書きで書いてありますけれども、そういったトラブルが発生したために3号炉は運転していないと。

次に、白字の右のほうのごみ処理平均負荷率、これはごみ処理投入量合計を性能力で平均する処理能力、つまり除して算出しているところでございます。つまり、合計の欄を平均処理補正で割って何%稼働したかと。つまり上のほうでは、4月1日では240t処理できるものが209.94tしか処理できなくて87%しか稼働していないと。これがごみ処理平均負荷率です。これはもう相手方から出している分の数字です。一番下で言えば、4月30日は133.61tしか運転していないので、このときは3炉運転ですので、300t処理できるのに133.61tしか処理していませんよ。ですから、J F Eからは45%しか運転できていませんということでご理解ください。ところが、これは3炉とも24時間、先ほどちょっと強調して言いましたように、24時間運転していることが基本でありますので、先ほど説明したように3号炉が15時間しか運転していないので、24時間ではなく、平均の

21時間を採用すべきということで、4月30日です、ごみ投入量の合計133.61tを性能処理能力300tで除し、さらに24時間ではなく21時間なので、21時間の運転補正を考慮した結果、オレンジ色で記入しております39%しか動いていないんじゃないかと。よって、4月30日は300tの45%は稼働ではなく、39%の稼働としておりますということを裁判官に訴えております。

次に、ごみカロリーについては、組合では、議会でも報告していますとおり、年4回、公的機関に委託して測定してはありますが、今回、JFEより初めて日々のごみカロリーの数値が提出されております。これはうち、わからなかったんですよ。日々のごみカロリーが、年4回、公式にやっているものですから。ところが、今回、白字ですので、JFEから提出された資料の中にごみカロリーが記載されてあったと。それで、このごみカロリーがなぜ大事かといえば、ごみカロリー、JFEは2,000kcalが標準ですと常々言っておられたところ、2,000kcalをこの当時全部超えているんですよ。ですから、そのこともありますし、このごみカロリーにより提出されて、その右側のほうに1つあけてベース電力量、係数、保証範囲電力量とか、ごみカロリーが出て初めてベース電力量、保証範囲電力量が出てくるという代物でございます。これでガス量、水量が求められると、後ほどのガスもですね。この保証範囲と実績を比較することにより、この施設の性能が不足していますということを数字によって表しております。そのための表です。それで、これは操業当時から言われました、用役費がなぜ掛るのかと質問もあっていましたけれども、保証範囲電力量から右側、全部色字で書いておりますけど、これが実績でございます。

これの中で、欄が8個ありますけど、見ていただきたいのは、使用電力量、日量というのが実績というのがあります。色字の部分の2つ手前、最後から2つ手前、色々書いておるものやけんが見にくかったですけれども、大事なのは使用電力量、日量、4月1日の使用電力量は135,470kwhと書いてあると思います。アワーは時間なんですけれども、電気の場合は1日してもこの表現です。そうす。（「合計ということですか」の声あり）合計ということ。1日の使用した、4月1日に使用した電力量は135,470kwhですよということをまずご理解ください。

次に、発電量、質問がいっぱい出ておりました4月1日の発電量は、その2つ手前にあると思います、日量、実績、これは68,250kwh発電していますと。不足電力量を九電から買い入れし、その量はその2つ手前に書いてあります67,256kwhが実績です。つまり九州電力から買ったのを、買電量、日当たり67,256kwhに発電量68,250kwhを足

していただいて、1日使用量、端数がちょっと合わない分はありますけれども、135,470kwhということをご理解ください。この3つです、大事かとは。

これがおもしろいのが、売電はこのときは、一番端に書いておりますけど、ゼロです。これの表の見方ですけれども、4月1日、使用保証範囲(電力量)、マイナスの23,195kwhと書いてあると思います。(「どこ」の声あり)4月1日の保証範囲(電力量)。(「電力量ですね」の声あり)はい。赤で23,195kwhと書いてあります。これがなぜ赤かといえば、マイナスが赤の表現にしていると。それで、次のページの一番下、5月31日、これで初めて黒になっています。4,083kwhとあると思います。このことについて説明申し上げます。

設計上、求められた発電量は、4月1日です、使用電力量135,470kwh。4月1日の一番上の先ほど言いました1日使用電力量、日量、135,470kwhに、その右欄の保証範囲電力量マイナス23,195kwhあると思います。この2つの合計、158,665kwhとなり、これが発電しますよという保証の数字です。(「もう1回読み上げてください」「実際に使った量と」の声あり)量と保証範囲電力量、マイナスになっておりますので、1日使用電力量よりもさらに23,195kwhが発電できますと。その分売電できますと、保証範囲電力量というのはですね。実際の発電量は68,250kwhですので、差引き90,415kwhを発電する能力が不足しているんじゃないですかということをおっしゃいます。もう1回言います。1日使った電力量が135,470kwhです。これに保証してありますのがマイナスの23,195kwhですので、どちらかというとならマイナスに、余分に出ると。ですから、これを足した15万8千、(「8千というのは、マイナスをのけて絶対数」の声あり)絶対数です、マイナスをのけて。マイナスとプラスは普通の考えと逆になっておりますので。(「足さんばいかんたいね」の声あり)足さんばいかんです、絶対量として。135,470kwhと23,195kwhを足せば158,665kwhの発電ができますよと、そのための保証です。ですが、実際の発電量は68,250kwhで90,415kwhが不足していますよというのを我々は主張しております。

それで、次のページの黒になった部分、マイナスとプラスの考え方が逆です。次のページの5月31日の保証範囲は、先ほど言ったように黒で4,083kwh、つまり逆になっていて、5月31日の使用電力量147,060kwhで書いてあるところだと思いますけれども、これから147,060kwh発電できませんよと。黒の保証範囲の4,083kwh足りませんと。

これでプラスとマイナスは考え方が逆なんですよ。4, 083 kwhの電力が不足しますので、九電から買ってくださいということでこの表はできております。残りの142, 977 kwhは発電しますよと、これが保証範囲です。ところが、このときの数字は22, 580 kwh九電から買っております。4, 083 kwhじゃなくて22, 580 kwh買ってございまして、なぜか1, 029 kwhを売電していると。最初の話と違うでしょうと。4, 083 kwh買う必要があるんじゃないんでしょうかという話が、いえいえ、実績は22, 580 kwh買って、それでも余ったけん1, 029 kwh売りますよと。つまり、時間帯によって買うとと出るととがタイムラグがあるのかなと思うとですけれども、そこまではちょっと我々も分析し得ておりません。ただ、やはり性能的にはいかがなものでしょうかというのをこの表でしております。

次に、LNGを説明申し上げます。

また4月1日に戻っていただければというふうに考えております。4月1日のJFEから提出された白字の保証範囲ガス量、これは1日当たり5.4tを使いますよと、保証範囲ですから。ですが、オレンジ色の実績では11.6t、ほぼ倍のLNGを使用したことになっております、実績と比較すれば。電気代にしても、LNG代にしても、組合から支払っていますので、実績はこのとおりだというふうに考えております。

このオレンジ色の右欄の使用量実績につきましては、ガス量の保証範囲の単位トンと比較するために、実はこの右側の実績というのは、これは私も初め、Nm<sup>3</sup>と書いておりますけれども……（「ノルマル」の声あり）はい、右側、LNG使用量実績、Nm<sup>3</sup>と書いてありますけど、ノルマルm<sup>3</sup>と言うそうです。（「ノルマルと読むんですか」の声あり）はい。単位です。つまり15, 860ノルマルm<sup>3</sup>と言うそうです。15, 860Nm<sup>3</sup>使いましたよということで日報で報告されます。15, 860Nm<sup>3</sup>この日は使いましたよということで処理場から報告なされますので、それを比較するために、トン数に換算すれば11.6tになると。専門単位だそうです。それで、右のほうの実績の報告が手元に来ますので、それをトンに換算したら左の実績になりますよということでご理解ください。それで、トン数に換算せんと保証範囲との比較ができないものですから、そういうことで対比しております。

それで、一番右側の水量も保証の範囲と実績を比較しております。この一覧表が一番基礎となっております。ただ、もう1回戻って青字のところを見ていただければ、4月1日のオープン以来、日々、トラブルの事象を記載し、操業当初からごみの受入量に対し処理する投入量が追いつかず、ごみピットが溢れ出ること2回。次のページ、5月は炉圧上昇の不具合が報告されるな

ど、甲第42号証まで3年間にわたるトラブルを克明に記し、原告側から裁判官へ実情をわかっていただきたいということでこの資料を提出いたしております。

○委員長（西口雪夫君）

局長、説明はまだ長くかかりますか。

○事務局長（松尾博之君）

もうちょっと時間をください。

○委員長（西口雪夫君）

じゃ、そのまま続けて。（「これを最初から出すぎよか」の声あり）

○事務局長（松尾博之君）

という意見も出るやろうと思ひまして、この一覧表だけは、もう何が何だか数字がいっぱいあるけんわかりにくいんですよ、正直言って。これを要約したのが、これをめくっていただいて、甲第40号証の2というのが中途半端に入ってきます。甲第40号証の2。甲第40号証と甲第41号証の間です。裁判官に数字を幾ら出してもそういうものかと言って終わってしまうものですから、甲第40号証の2はこの表から導き出された17年度の1年間の解説書です。これも提出しております。

まず、甲第40号証の2、処理量、用役費実績分析グラフとしておりますが、稼働した炉の、つまり2号炉運転したり、3号炉運転したり、年間でも色々されていますので、その事象に応じてまとめております。最初の甲第40号証の2は平成17年4月1日から4月18日までですが、この期間は2炉運転で、ごみカロリーは下のグラフに書いてありますように2,300 kcalを超える好条件にもかかわらず、ごみ処理が安定せず、2炉の計画処理量1日240tの平均80%程度しか処理能力がなく、次のページ、これをもう1枚開いてください。4月18日でごみピットが溢れ出ている状況です。これも裁判所へ提出しております。

写真の下には、先ほども言いましたように、コスト性能につきましても、使用電力が過大であり、発電量も不足し、LNG使用量も2.5倍を超える使用実績ということで、これにつきましては顧問弁護士、訴訟代理人から指示を受けて、裁判官がわかりやすいようにこの一覧表から導き出せる数字の基に一応書いております。

それで次のページは、「2005-(2)」と書いている次の次の次で3ページ目は、4月19日は2炉運転だったんですけれども、ごみピットから溢れるならば、組合はJFEに対し4月5日の時点で3炉運転を要請しております。先ほどの事象に書いておりますけど、再三の要請を繰り返した後、ようやく3炉運転が実現したのが4月19日からですので、次のページは3

炉運転を開始し、液体酸素使用前の5月22日までの運転状況を表しております。

この期間中のごみ処理能力は、計画処理量1日当たり300tの69%程度しかなく、4月26日は再びごみが溢れ出る結果となっております。ごみカロリーが2,100kcalを上回る好条件にもかかわらず、液体酸素を使用しない状況では処理能力も不足し、運転状況も安定していませんということを表しております。

この次のページにも、また写真で溢れ出た状況をつけておりますし、その下にコスト性能実績ということで期間平均ということで用役の比較をしておりますけれども、電力量で1.18倍、LNG使用量で2.15倍を消費しているというのをおわかりになれるかと思っておりますけれども、裁判官にぜひこれをわかっていただきたいということで提出をいたしております。

次のページでは、液体酸素を使用した場合や長崎へごみ搬送を行ったときの状況等を、この3年間、19年度まで分析しているのを今回提出しているところでございます。

また、平成17年12月から排水処理設備、液体酸素貯留気化装置、予備炉下部、均質化炉製作、シリカ除去装置などの補強工事を組合の負担により実施をしております。この補強工事が完了したのが平成19年3月末でしたが、これは平成18年度ですね、19年3月です。配っているものの一番最後の甲第42号証の2、この表の一番下、これの一番下です。ここです。甲第42号証の2を見ていただきたいんですけども、の1ページですけれども、これは組合による補強工事をすべて18年度に終わらせていましたので、完了の後の処理量及び実績を分析したグラフですが、コメントに書いてありますように、3炉運転を継続している状況であるが、処理量は1日当たり300tをほとんど上回ることができないと。補強工事をしたとしても処理量が追いついていないということがおわかりになるかと思っております。ですから、損害賠償請求の中に補強工事の費用につきましてもおんぶさせているということをご理解していただきたいということでございます。

これの次のページを見ていただければ、相変わらず使用電力量は1.26倍、それでLNG使用量は2.65倍になっています。こういったことがあったために、管理者のほうからJFEについて一向に改良されていないじゃないかということがあって、JFEに処理能力の改善を強く求めて、平成19年度、再度、長崎市、菊池市へごみ搬送を行いながら、JFEの責任において改善改良工事を行ってくださいと。効果ないじゃっかと、言葉は悪く言えばですね。そいけん、さらに改良工事をあなたところの責任でやってくださいということを強く要望して、やっとな、これの甲第42号証の2の最後の

4ページ目を開いてください。改善改良工事が終わって、やっと2炉運転で処理能力は改善されたと、19年度の末でですね。その結果を表しております。この表の一番最後の4ページ目です。改善改良工事が終わって、「3月24日から31日まで」の声あり) そうです。下から4ページ目です。組合からの強い要望によって、JFEの負担で改善改良工事を行ってもらった後、やっとこの状態になってきたと。この状態で現在でも来ております。

あとは議会でも報告申し上げましたとおり、安定的な処理、これについては満足する結果で現在来ておるといところでございます。しかし、次のページを見ていただければ、相変わらずLNG使用量、使用電力量、先ほど言いました経済性能の分は満足していないとしか言いようがないと。現在でもそうです。一応それを説明するのが今回提出しました甲第40号証から甲第42号証でございます。

それで、現在、これに基づいて訴訟代理人が裁判所へ提出された準備書面18の冒頭において、被告が主張する「変更覚書に基づく被告の保証について」に基づいて、これに対し、提出された準備書面10に対し、「被告の今次準備書面10に依る主張は依然として、本件ゴミ処理施設建設を核とした一連契約に貫徹する債務の本旨を無視している。」と主張を、弁護士のほうから組合、原告側としては反論をし、裁判所にここまで提出しておりますので、私どもが言っている性能不足、それに伴う損害賠償、ぜひご理解いただきたいということを主張し、今日4時からその口頭弁論が開かれるものと、もう押し迫っていつておるといふうに弁護士からは聞いておりますけれども、そのような状況になっておるといことでございます。

以上で一連の流れ、ちょっと時間は長くなりましたけれども、私の説明を終わらせていただきたいと思います。

**○委員長（西口雪夫君）**

ありがとうございました。ご退室ください。

(説明員退室)

**○委員長（西口雪夫君）**

ここでちょっと休憩します。30分から開始します。

(午前11時20分 休憩)

(午前11時30分 再開)

**○委員長（西口雪夫君）**

それでは、委員会を再開させていただきます。

先ほど松尾局長から説明をいただきましたけれども、今回、非常に意義のある資料が提出されましたので、後ほどゆっくり皆さん方で勉強してまいりたいと思います。

新たな資料の請求がありましたら、どうぞ挙げていただきたいと思います。  
はい、田添委員。

**○委員（田添政継君）**

記録提出でちょっと気になるんですけどね、組合議会も、それから、このセンターも文書規程というのがあって、保存年限とかあるだろうと思うんですよ。文書の重要度に応じて5年保存とか10年保存とか永久保存とかです。ぜひその規程集を出していただきたいと思います。そこで照合をしないと、本当はないのかどうかというのは報告だけになっておりますので、その保存の規定に併せて照合をする必要があるんじゃないかと思うので、ないということそのまます承するという事はおかしいんじゃないかと思っておりますので、そこら辺の規程集をぜひ出していただきたいと思います。

**○委員長（西口雪夫君）**

今、田添議員から文書の保存の規程集の提出を求めておられますが、どうでしょうか。では、これを請求に賛成の方は手を挙げてください。挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

**○委員長（西口雪夫君）**

はい、請求させていただきます。  
ほかにございませんか。松永委員。

**○委員（松永隆志君）**

私と笠井委員の担当というのが覚書から変更覚書なんですよ。その期間というのが、書類的にその計画に残っているのがほとんどないわけですよ。実際に変更覚書のことについての会議録というのが断片的にしか出ていないもので、回を追っての話というのができずに、全体的にどんなあれだったのかという話とか記憶をたどるような形になっていくのかなと思うんですよ。

全体の中からすると、私なんか、今日出てきたあの記録なんかのほうがよくあつて、あつちの方を重点的にやらんばいかんと思っておりますので、しかし、余りにも記録が少ないものですので、陳述書みたいなもので聞いていくような形しかなかもんで、その辺で本当に、もう1回記録についてここに出ているだけしかないのか、その辺の確認だけはしていただきたいと思います。

**○委員長（西口雪夫君）**

その件に関しましては私のほうでも局長のほうに一応お願いしておるんですけど、もう1回その報告書みたいなものがあるかどうか、その辺を挙げさせてもらいたいと思っておりますけど、それに賛成の方、挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

**○委員長（西口雪夫君）**

それでは、一応、変更覚書の会議録の報告書あたりがあれば提出をお願いするようにします。

ほかにございませんか。委員長のほうから提案させていただきますけれども、記録提出第3回の2の2の第32号証の1を開いてください。訴状の中でも、年間経費内訳書の次に各裁判で使われた号証がございますので、ちょっと目を通していただきたいと思います。

内訳の次、控えの証拠説明書ですね。この中の1と2はもう提出していただいております。3番目の超過経費計算書、超過経費の総額ですね、これも少し出していけば勉強にならんかなと思っていますけど。超過経費計算書の原本を原告のほうから出してもらえればと思っていますけれども、どうでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

**○委員長（西口雪夫君）**

では、甲第3号証、超過経費計算書を提出をお願いします。

次に、次のページの第7号証、川崎サーモセレクト方式廃棄物ガス化溶融法として原本が出ていますので、もしよかったら、これも少し川崎製鉄のほうの勉強になりますので提出をお願いしたいと思っていますけど、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

**○委員長（西口雪夫君）**

賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

**○委員長（西口雪夫君）**

次に、開けていただきまして、第12号証、処理能力と公称能力説明書の違いというのを提出してもらえれば、またこれは勉強になるんじゃないかなと思いますけれども、賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

**○委員長（西口雪夫君）**

それでは、請求します。

次に、第16号証をちょっと開けてください。

この1と2は、もう今、既に出ておりますけれども、3の別紙1、ごみ質データ表示と測定分析結果報告書、これが出ておりませんので、これも一緒にもしよかったら提出をお願いしたいと思っていますけど、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

**○委員長（西口雪夫君）**

賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

**○委員長（西口雪夫君）**

では、請求します。

次に、途中は出ておりますので、甲第28号証、これが立証趣旨ですね、JFEエンジニアリングが作成しております処理能力設計説明書、ごみ質1, 100から2, 800kcalの範囲において3炉300t/日の処理能力以上であるように設計してあることとしてありますので、この辺も少し勉強してみたいと思いますけど、いかがでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

**○委員長（西口雪夫君）**

では、請求させていただきます。

次に、第30号証、川崎サーモセレクト方式として炉の年間稼働日数が330日も可能であること、天然ガスを使用しないでもよいことなどを保証していたこととありますので、この辺も原本を確かめたいと思いますので、請求したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

**○委員長（西口雪夫君）**

では、請求させていただきます。

次に、第35号証をお願いします。県央県南クリーンセンター用役の使用状況について。これ、被告が投入した排水等のためにごみ発熱量が低下したこととありますので、この辺も少し調査してみたいと思いますが、いかがでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

**○委員長（西口雪夫君）**

請求させてもらいます。

次に、第36号証、汚水漏れ状況写真及び説明図ですね。被告がピットに投入した排水が溢流、漏出した状況、これ写真等がもしあれば請求してみたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「はいの声あり」）

**○委員長（西口雪夫君）**

賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

**○委員長（西口雪夫君）**

これも請求させていただきます。

次に、第38号証、県央県南クリーンセンター改善・改良工事について、被告が提案した改善・改良工事の内容、これも原本を見てみたいと思いますけど、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**○委員長(西口雪夫君)**

賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

**○委員長(西口雪夫君)**

じゃ、これも請求させていただきます。

次に、第39号証、台風のとくに非常用発電設備のラジエータファンが不適合だと、50サイクルのやつが据わっておったということだそうでございますので、その辺の原本を確かめてみたいんですけども、非常用発電設備ラジエータファン不適合報告書の調査をしてみたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**○委員長(西口雪夫君)**

賛成の方、挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

**○委員長(西口雪夫君)**

請求させていただきます。

次に、第45号証、第1回工程会議議事録とありまして、リレーセンター発生の排水搬出先が本施設であることを被告が了知していたこととありますので、この辺は原本を確かめてみたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

**○委員長(西口雪夫君)**

では、請求させていただきます。

次に、第47号証、リレーセンターから本体への真空吸引車搬入実績、平成17年度、リレーセンターから受け入れて、ごみピットに投入した排水実績量を調査してみたいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

**○委員長(西口雪夫君)**

じゃ、これも請求させていただきます。

あと、さっきの一番基にあります年間経費内訳書の一番最後にごみ焼却施設年間経費5億8,652万8,000円とありまして、ごみ1t当たりの

経費が7, 271円。この数値を何の資料を根拠に出されたのか、これはJ F Eのほうにぜひ確かめてみたいなと思いますけれども、いかがでしょうか。この7, 271円という数字をですよ、何のデータを基に出されたのか、根拠をJ F Eに対して請求してみたいなと思いますけれども。（「そうですね」の声あり）これは請求賛成の方、挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

**○委員長（西口雪夫君）**

請求させていただきます。

もう1つ、第1号証の最初の第1回に提出されました、川崎製鉄がパンフレットを出しておりますね。あれをどこからの、あの施設のですね、何を根拠に造られたのか。ドイツのサーモセレクト方式をされたのか、その辺の根拠もあれば資料提出をお願いしたいなと思いますけれども、どうでしょうか。請求賛成の方、挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

**○委員長（西口雪夫君）**

じゃ、その資料も請求させていただきます。

もう1点、本施設に携わられた、私たちまだ今のところはJ F Eの職員がどなたかというのは、だんだん見えてきたんですけれども、当時の携わられた職員の方の一覧表と当時の肩書と氏名をもし提出いただければ、今後の調査、いわゆる証人尋問かれこれで非常に参考になるんじゃないかと思いますけれども、いかがでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

**○委員長（西口雪夫君）**

これで、私のほうからは以上の請求をさせていただきたいと思います。

ほかに。松永委員。

**○委員（松永隆志君）**

先ほどの変更覚書の打合せ会議では、こちらはもう残っているものがあれですけれども、当然先方は相手方がおられて、向こうでのそういうもし記録が残っているならば見せていただければと思うんですけど。

**○委員長（西口雪夫君）**

J F Eのほうに変更覚書のもし参考になる資料が残っておればですね。

（「打合せの」の声あり）打合せのですね、話し合いの議事録があれば提出をお願いしたいと思います。異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○委員長（西口雪夫君）**

賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○委員長(西口雪夫君)

請求させていただきます。

ほかに資料の請求につきましてはございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(西口雪夫君)

はい、後でまとめて以上の資料を請求させていただきたいと思います。

次に、今日松尾局長に来ていただきまして、説明員として説明していただきました。非常に勉強になりました。先ほど話がありましたように、龍田弁護士の方から今の裁判の状況等も説明したいということをお聞きしておりますので、次回の委員会の際に説明員として龍田弁護士をお呼びするのに、皆様方のご意見をお伺いしたいと思いますけれども。

(「異議なし」の声あり) 賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○委員長(西口雪夫君)

また、その日にちは後の欄で日にちを決定しますので、日にちはそのように、一応呼ぶということによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(西口雪夫君)

あとはほかに、今日は松尾局長から非常に勉強になったんですけども、局長にまた新たな資料説明はよろしいでしょうか。はい、副委員長。

○副委員長(柴田安宣君)

このまま聞いてよかとですか。

○委員長(西口雪夫君)

はい、いいですよ。今、説明員として松尾局長にまた次回出ていただくかどうか私が提案したんですけども。

○副委員長(柴田安宣君)

はい、ぜひ出ていただくよう。

○委員長(西口雪夫君)

よろしいですか。じゃ、松尾局長にまた説明員として出席をお願いしたいように請求させていただきたいと思います。

ほかに説明員として出席をお願いしたい方があれば挙げていただきたいと思います。資料請求と説明員の要求に対しては、ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(西口雪夫君)

では、次に、今後のスケジュールについて話し合いたいと思いますけれど

も、今回12月議会がもう各議会、両方とも終わったんですけれども、スケジュールについてご意見をお伺いしたいと思います。お願いします。

今回、非常にまた資料が出てきて、まだ本当に勉強せにゃいけないという気になっとるんですけれども、年内にしますか、それとも年明けてからしますか。（「年明け」の声あり）年明けですね。

笠井委員。

○委員（笠井良三君）

龍田先生の裁判の進捗状況説明は、年内にお願いするならそれに合わせて。

○委員長（西口雪夫君）

いや、年内はちょっと厳しいと思います。先ほどの話の中でも、年明けてからの日程調整というような感じをお聞きしておりますので、年明けてからの日程になると思いますけどね。松永委員。

○委員（松永隆志君）

龍田先生の話ですけれども、前回のときなんかも全員協議会みたいな形で説明されとるから、本当なら、この裁判の件は確かにこの委員会にかかわる部分で、委員さんたちのあれがあるでしょうけれども、議会との関係もちよっと確認しとかんばいかんですよ。

○委員長（西口雪夫君）

副委員長。

○副委員長（柴田安宣君）

であればですよ、そのための全協を開くとなれば、また手続せんばいかんでしょう。炉の有用性の方の特別委員会は百条を優先している関係で、活動ができていないですから、だから、そっちの特別委員会でそういうことでやったらみんなが参加できていいんじゃないかということで、その旨で議長のほうに委員長と相談してどうかと思うんですけど。

○委員長（西口雪夫君）

また龍田弁護士にも、そのほうがいいのか、全体で説明したほうがいいのか、例えばこの調査特別委員会のほうでしたほうがいいのか、もちろん調査特別委員会でしたほうがいいのかお伺いしてから考えたいと思います。

○委員（町田康則君）

龍田弁護士の話というのはどれぐらいの時間なんですか。

○委員長（西口雪夫君）

ちょっとわからんですね、まだ。

○委員（町田康則君）

1月13日の3時から県央県南広域環境組合の臨時会を開いていただいておりますかと。何でかといったら、それは局長が来られたんですけど、実は、今

19億円請求していますね。それは3年間分ですね、17年、18年、19年度。そして、20年、21年、22年度分まで出てきたと。それを別個に裁判をかけるのか、それとも上乗せしてかけるのか、色々やり方があるらしいんですけど、弁護士さんと検討した結果、今のに上乗せすると、そういうことのほうが一番いいだろうということで、それを議会で決めんばいかんです。決めたいために、裁判とかなんとか逆算して1月13日にどうでしょうかと言ってこられたんですよ。私がこの副議長をしておるもんだから。

それで、一応うちのほうの議会広報編集特別委員会がそのときに入ったんですけど、それはちょっとずらしたりなんかもしているんですけど、それ、多分この日にちは議長とも話をされていると思いますよね。ですから、そのときにもしあれやったら、臨時会が1時間程度で済むなら、そしたら、もうそのときに、3時から4時なら4時以降、龍田先生も来ていただいて、臨時会ですから皆さん参加でしょう。（「ああ、そうですね」の声あり）

○委員長（西口雪夫君）

はい、どうぞ。松永委員。

○委員（松永隆志君）

その辺の調整も委員長、任せます。（発言する者あり）

○委員長（西口雪夫君）

じゃ、龍田弁護士に関しましては、まず、私申し遅れましたけど、1月13日に臨時会があるということで外すということで、ほかの日を設定したいと思いますけれども。その件に関して、（発言する者あり）いや、13日はこっちのがありますので、特別委員会は設けないと、当然ね。

○委員（田添政継君）

百条でしょう。

○委員長（西口雪夫君）

百条はです。13日を外したあれで日程調整をしてください。

○委員（町田康則君）

だから、あと百条の日にちでしょう。

○委員長（西口雪夫君）

はい、そうです。

○委員（町田康則君）

そしたら、1月の。

○委員長（西口雪夫君）

1月に1回をするか、2回持ってくるか。（「2回していかないと」の声あり）もう2回ぐらいせんと。煮詰めていきましょう。

はい、田添委員。

### ○委員（田添政継君）

進め方ですけど、全体のイメージがまだよく私わからないんですけど、3つに分けて証人尋問をして、そして結論を出していくわけですね。その結論の時期を含めて、そういう証人尋問が終わった後に、この委員会のまとめの作業にどれくらい時間が掛るのかとか、最終的にどの時期に結論を出していくのかとか、そういう全体的な流れを考えれば、もうそろそろ証人尋問に入っていないともものすごい時間が掛るような気がするんですよ。だから、そういう全体のスケジュールを少し先に確認をしていただいて、そして1月に、じゃあどういう作業が必要なのかという、そういう議論が必要なような気がします。

### ○委員長（西口雪夫君）

この前も田添委員からその話をちょっとお聞きしておったんですけども、今回ですね、確かにまた資料請求をしました。そして、たくさんの資料が出ております。そのあたりは、今回提出されました第40号証の1から4なんですけど、これを見ても、かなり勉強せんと、これも機種選定小委員会に関係した事案も結構入っています。皆さんにお配りしました、後でコピーしてもらいます2005年の電力、ガス、さっきのこれをまとめたのを私持ってきたんですけども、毎回めくるのが大変だなと思ってですね。その辺からもまだ色んな質問事項が出てくると思うんですね。その辺を皆さんがどのようにお考えになるか。もうよかき、スタートしようというふうになるか、それとも、もう少し提出資料を十分に吟味してから、それから質問事項に入るか。

はい、どうぞ。

### ○委員（町田康則君）

資料ばかり多過ぎて、今度は逆にそれに振り回されたらどうもならないと思って。これだけもう出てきて、その中で、もう聞けると思っています、これだけの資料ですから。ですから、今度は本当にもう証人尋問をする、そして、この間ずっとお昼から勉強会をしましたですね。あのときに、実際上どういふことを聞こうということで、柴田副委員長のほうとはずっとしたと思いますけど、それと同じようなことを最後まで1回しましょう。それがまたあと2回ぐらいの中で、1月中までに終われば、そしたら、もう2月には絶対質問を聞けるなど。それで、2月にずっと聞いていって3月で終わればいいですけど、ひょっとしたら3月以上掛って6月、7月までになるかもしれないんですけど、最終的にはスケジュールをやってみないとそこら辺のあれがわからないんじゃないかと。そこで、もうとにかく資料の勉強は来年の1月までという格好にしたらどうですか。

○委員長（西口雪夫君）

はい、松永委員。

○委員（松永隆志君）

今、勉強を続けていて、また新たに請求してきた部分で、また、今日のやつなんか本当、一番の核心を突く部分とか出てきたわけですよ。やっぱりその辺を吟味しないとイケないのと、その3つに分けてやったんですけど、それは本当何というかな、さわりの部分であって、言ってみれば、こっこの関係者だけの話でしょう、聞く部分だけ。本当ならば、今日出てきた資料なんかの分を考えていくと、特に先方のJ F Eに対しての質問とかなんかば詰めていかんばわけですたい。そうなっていくますと、よりこの中身を詰めんばいかんわけですたい、先方に聞くとなりますと。

だから、まずもって今、こちらの当事者とか何かから聞く部分というのを、言われるように、まず急いでやるということも必要だと思う。そのやり方としては、それも合わせて全部揃えた上でばつとやるという考え方もあると思うんです。私はどっちがいいのかなと、その辺はあれですけど、まずもってこの辺の勉強も絶対、まず今の資料の整理というので、少なくともそれを一段落させんばいかんとは思いますが。それから一気にやっていくという手法も考えとかなば。その辺は皆さんのご意見ば聞かんばなど。

そして、さっきのように少しスケジュール的に、1月、2月で全部呼んで済めばさつといけるものでは絶対ないというのが、今日の資料や何かから見ても、特にJ F Eに対する聞かんばいかんことというのは、何かやっちょっとこつと見えてきたような感じがしますのでね、その点を含めてご検討いただければなと思います。

○委員長（西口雪夫君）

私もこの百条委員会をつくったときに、初めは簡単に自分たちで質問を作って、呼んで、事実確認すればよかなぐらいに思っていたんですけど、これだけの資料を吟味していく中で、これは簡単にいかんなど。やはり十二分に時間をかけてせんと、もう1回呼ぶというわけにはいかんわけですね。例えば機種選定小委員会を最初したときに、ああ規則のことが今、出たけん、これも聞こうかなと思ったばつてん、遅れたというわけにはいかんわけですね。そういう問題も出てくると思いますので、もうしばらくですね、今日また勉強会をしますけど、そういうとも含めて皆さん十分話し合ってもらえればなと思っていますけど。

はい、副委員長。

○副委員長（柴田安宣君）

今日資料出ておりますから、確かに対J F Eについては勉強になって、こ

それを当然内部の問題、それから、今までの経緯については。しかし、ある程度証人尋問をしながら並行していかんと、この資料が来たから来たからということ、機種選定から入札、それから変更覚書に至る経過ということに関しては、もう事実は変わらんわけですから、それでデータをとって質問が出来上がった時点で、もうそれは逐次やっていかんと、これを全部で協議するならば、これはいつまで経つかかわらんじゃもんな。だから、それは並行して同時スタートでかまわんじゃないかというふうに一方では思うんですよ。

○委員長（西口雪夫君）

はい、町田委員。

○委員（町田康則君）

私も、だから、1つの機種選定に、今、最初からやっています。そこについて僕らがずっと固めた、この間も含めて固めたのをやっぱり開いていくというかな。ただし、その最後までのは、大まかでもしてしもうてですよ、それで、もう2月の初めにはそこで始めて、そして、もちろん今、言われてある、地元の人ですから、少なくとも諫早から島原までの間の人ですから、それは1回呼んで、どうしても聞きたいときには、また次に別のね、今度は機種選定からずっと下に行ったときには、また呼ばんばいかんとするときには呼んでいいと思います。ですから、そこはもう始めるべきだと思う。

ただし、一番最後、ずっとここが来たときに、最終的にはJ F Eにどう聞くんだというのがきちっとした格好で出てくると思うんですよ。ですから、もう1月いっぱいまででそこのあれはして、2月には最終的にはもう始めようと、実際上ですね。そこら辺ぐらいしていかないと、僕もちょっと全部してからというのは難しいかなというふうに思っていますけど、委員長どうですか。

○委員長（西口雪夫君）

この件に関しまして、また皆さんで十二分に時間をかけて、話し合いをもう1回したいと思います。

はい、田添委員。

○委員（田添政継君）

くどいようですけど、やっぱり結論の時期をある程度みんなで腹固めをしておかないと、またまたずるずるなりますよ。

私が一番危惧をしているのは、1年半ぐらいになるんですかね、市長選挙、市議選挙と諫早はそれを抱えるんですよ。そしたら、色んなやっぱり政治的な思惑みたいなのが出てきて、遅くなれば遅くなるほど結論が難しくなっていくという、百条委員会が選挙と絡むようになってしまえば非常におかしくなるので、いつぐらいまでに、例えば私の頭の中では、夏とか秋ぐらいには

もうきちっと百条委員会の結論を出すと。出し切ってしまうというぐらいの強い決意でやっぱりみんなが臨まないと本当に難しくなっていくだろうというふう思うし、それから、今、ずっと出されている資料というのはある程度実績であるわけですから、機種選定小委員会というのは、実績はわからないで色々機種を、もちろん実績なんかわかるわけないわけですから、そういうことはある程度想定できない中で機種選定を行われてきているわけでありますから、そういう意味では、もう始めても何ら差し支えないというふうに思いますので、できるだけ早く証人尋問を始めると。

それから、既にもう3人の名前を公表して、ずっとほったらかしているというのは、逆に色んな憶測を生んだりとかするケースもあると思うので、やっぱりもう明けたら、できれば1月、遅くとも2月初めにはもうそういうことをしていかないと、また3月議会、6月議会ということで、それぞれのまた議会を抱えていくわけですね。そういうことを考えると、そんなに進まないと思うんですよ。だから、早く早くというスケジュールをやっぱり決めていただきたいなというふうに思います。

#### ○委員（町田康則君）

議会で百条委員会を設置したのが8月22日だったですよ。ですから、少なくとも、どうあっても1年内、8月議会までには決めると。8月の定例、ここのいつもの議会がありますよね。その前までには決める、終わってしまうというのを目標に、遅れた場合ですよ。その前やったらもっといいわけですから、それぐらいを、もし遅れた場合にはそこまでというのはどうでしょうか、委員長。

#### ○委員長（西口雪夫君）

副委員長、まずどうぞ。

#### ○副委員長（柴田安宣君）

スケジュール的には、またJFEがどう対応されるかということも絡んでくるだろうし、結論は、どれぐらいかけるかということもあるんでしょうけれども、皆さんたちから機種選定についてのほうを僕と田添委員に委託をされて、それぞれ皆さんの知恵を拝借してやってきたと。もう僕にとっては頭の中にスケジュール的にはもう出来上がってしまっている、田添委員もそのとおりだと。ですから、もう少なくとも1月の下旬にはそのことに関しては証人尋問をやりたいと。だから、そのために、もう今日も資料を作ってきています。これでオーケーなら、田添委員のものと含めて1月の半ばには仕上げて、質問も詰めたところまで行ける自信があります。

ですから、それはそれでやっていって、それでまた改めて資料を請求している分に関しても、できれば1月13日が臨時議会であれば、これ資料を請

求しておるから、その議会中でないともらえないんですよ。であれば、それは同時に、その日は特別委員会も開いてそれを受け取って、その時間があつたときに協議するということも兼ねていけば、そしたら、もうその後の僕らが出来上がっている資料もそのときに協議して、これでいこうというなら下旬のスタートができるだろうと思うんですけど、そういう考えでやってもらえればどうかなというふうに思って、一応何もかんも詰めてしもうてからどうって、こがんごとなっちゃ、ばたばたしてどうもならんじやろうと思うわけですよ。

○委員長（西口雪夫君）

とりあえずその辺はまた皆さんで十分に時間をかけていきたいと思います。とりあえず、これ1月13日の臨時会の後にするという可能性があるんですかね。時間とっていただいて、例えば。

○委員（町田康則君）

弁護士の方の話の聞くと。

○委員長（西口雪夫君）

資料請求をいただくということは、委員会を開催せんとだめですか。

○委員（柴田安宣君）

そうです。ですから、その日に。

○委員（町田康則君）

ただもらうというだけでしょう。

○委員長（西口雪夫君）

いやいや、委員会もそのときに。

○委員（町田康則君）

説明も。

○委員長（西口雪夫君）

いや、説明は後なんですけど。

○委員（松永隆志君）

資料を委員会としても見せてもらわんば、やっぱり委員会として、原本照合をせんばいかん。（「そうそう」の声あり）

○委員長（西口雪夫君）

委員会を開かんと見れませんので。

○委員（柴田安宣君）

それまでのうちに、午前中にでも開いてですよ。

○委員（上田 篤君）

いや、議会の広報編集特別委員会の関係があつて、できんとですよ、私たちが2人とも。

○委員（柴田安宣君）

ああそうか、広報か。

○委員（上田 篤君）

ええ、午前10時から。

○委員長（西口雪夫君）

1月13日を外した日にちにまず設定しましょう、日にちを。

○委員（町田康則君）

はい、それはよかですよ。13日前後で、とにかくこの特別委員会をもう1回するという事。

○委員長（西口雪夫君）

1月に2回ということよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）1月12日にまず開くと、よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）じゃ、次回の開催を1月12日の10時からということで、まず決定します。

その次のあれは、皆さんまた考えておきますか、それとも、今、もう決めておきますか。1月中の2回の開催。

○委員（柴田安宣君）

呼ぶんだったら、もうそれで下旬にやってもらえれば間に合うとやなか。

○委員（柴田安宣君）

事務手続き上、開くのに2週間ぐらい必要だったろう、通知を出してから2週間くらい。そしたら、もっと早うできんね。

○委員長（西口雪夫君）

23日から25日は私たちが2人佐世保に行くものですから。

○委員（松永隆志君）

12日に時間をとって、色々準備してみては。

○委員（柴田安宣君）

12日か、だから、その前に開いて通知をせんぎんた、時間の要つとやろうが、相手に対して。（「1週間」の声あり）1週間やった、2週間じゃなかった。（「1週間」の声あり）

○委員長（西口雪夫君）

1月12日を決めておいて、その後のあれはお互いにまた検討するようにしてよろしいでしょうか。

○委員（町田康則君）

12日にまた。

○委員長（西口雪夫君）

また検討するようにして、一応自分たちで案を作つとって下さい。

それでは、次回のスケジュールは1月12日の10時に決定させていただきます。

きます。

その他のことで何かご意見ございませんか。（「ありません」の声あり）

**○委員長（西口雪夫君）**

では、第7回のごみ処理施設に関する調査特別委員会を閉会させていただきます。ご苦労さまでございました。

（午後0時7分 閉会）

会議録の内容に相違ないことを証するために、ここに署名する。

ごみ処理施設に関する調査特別委員会  
委員長 西口 雪夫